

居宅介護支援 重要事項説明書

(年 月 日 現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-231-1500 (午前 9 時 00 分 ~ 午後 17 時 30 分まで)

担当 小野 千恵

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 居宅介護支援事業所 かがやき の概要

(1) 居宅支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団明生会 居宅介護支援事業所 かがやき
所在地	千葉県千葉市若葉区小倉台 2-12-3
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1270400128 号)
サービスを提供する地域	千葉市

(2) 事業所の職員体制

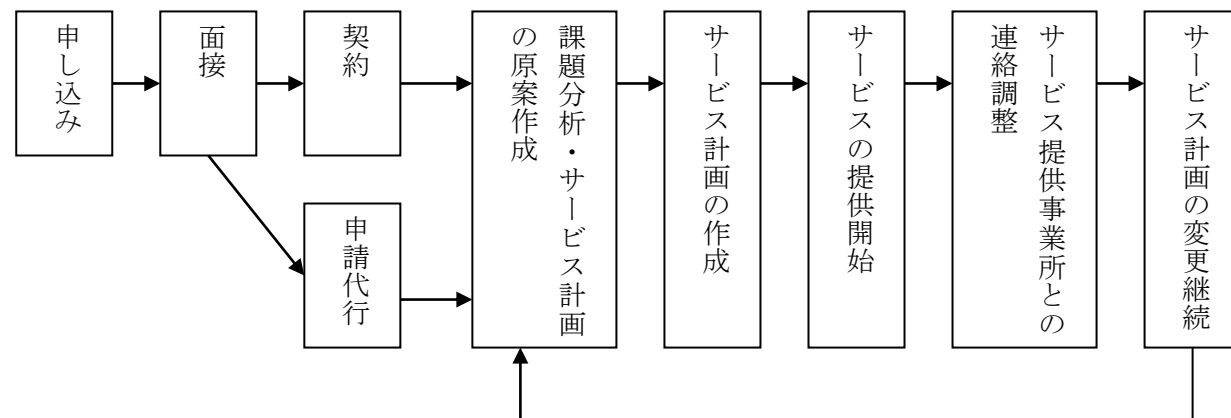
	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	訪問介護員 1 級	1 名	-	管理業務	1 名
介護支援専門員	介護福祉士		1 名	介護支援	1 名
介護支援専門員		-		介護支援	

(3) 営業時間

平日	午前 9 時 00 分 ~ 午後 17 時 30 分
----	----------------------------

* 緊急連絡電話：090-1774-4594

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な内容



御客様からの御申し込みを頂いた後、当事業所より、担当者が面接に御伺い致します。その後御客様との契約を締結しサービス計画の作成をさせていただきます。介護保険認定結果に基づき、御客様・ご家族のご要望をお聞きしながら MDS-HC による課題分析をもとに、サービス計画の作成及びサービス提供事業者との連絡調整を行い、スムーズな介護保険のサービス提供が行われるよう調整致します。また、介護保険における、各種申請書類の申請代行を致します。

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。別紙参照。

② 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

③ 解約料

お客様のご都合により月の途中で解約した場合、要介護 1、2 の場合 12,000 円、要介護 3, 4, 5 の場合 15,591 円の料金をお支払い頂きます。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 **10 日まで** に前月分の請求をいたしますので、**7 日以内** にお支払いください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのちサービスの提供を開始します。

(2) 契約の更新

要支援・要介護認定の有効機関終了時にまでに特に御申し出が無い限り、契約は自動更新されます。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知すると共に地域の他の居宅介護事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスの終了をさせていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

要支援・要介護状態にある方やその家族が、介護保険の中で、適切なサービスを受けることができるよう調整し、住み慣れたご自宅での生活が安心したものとなるよう援助します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

課題分析に MDS-HC を用い、多角的に御客様の必要とするサービスの把握を行います。また、面接により御客様のニーズを捉え、サービス計画の作成を行います。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査（課題把握）の方法		MDS-HC によるアセスメント
介護支援専門員への研修の実施	有	年 1 回以上の研修会を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	有	前記 4 の (3) 参照
事業所の紹介	有	サービス提供を行う複数の事業所を公正中立に紹介します。
入院時の連携	有	入院時には当該医療機関に担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を情報提供します

7. 当事業所の取り組み

(1) 高齢者虐待防止

- ① 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、事業者の職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業者は、必要な指針を整備し、研修を定期的実施します。さらに、これらを適切に実施するための担当者を設置します。

(2) 身体拘束の適正化

- ① ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。
- ② やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

(3) 感染災害による業務継続計画

- ① 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための指針を作成し研修及び訓練を実施します。
- ② 事業者は感染対策に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための訓練、対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について事業者職員に対して周知します。

8. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：小野 千恵 電話：043-231-1500

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名：千葉市若葉区

担 当：高齢障害支援課介護保険室

電話：043-233-8265

8. 当事業所の概要

名称・法人種別 医療法人社団 明生会・医療法人

代表者役職・氏名 理事長 田畑 祐輔

代表所在地・電話番号 千葉県東金市堀上字上之関 73 番地 1 電話 0475 - 55 - 3311

定款の目的に定めた事業

- 1 診療業務
- 2 看護業務
- 3 介護業務
- 4 その他これに付随する業務

営業所数等

居宅介護支援	2 ヲ所	居宅介護支援事業所かがやき 他 1 施設
訪問看護	1 ヲ所	訪問看護ステーションかがやき
認知症対応型共同生活介護	2 ヲ所	グループホーム ^{まがほ} 咲顔 他 1 施設
通所介護・地域密着型通所介護	2 ヲ所	通所介護咲顔 他 1 施設
小規模多機能型居宅介護	1 ヲ所	明生苑
特定施設入居者生活介護	1 ヲ所	ハイアットレジデンス季美の都ちば
病院・診療所	10 ヲ所	東葉クリニック東金 他 9 施設

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県千葉市若葉区小倉台 2-12-3

名称 居宅介護支援事業所 かがやき

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、内容に同意致します。

利用者

住 所
氏 名

代理人

住 所
氏 名